

第4回 第2農地部会議事録

- 日 時 平成25年4月19日(金) 午後2時00分
- 場 所 津市美杉総合開発センター 1階 会議室
- 出席部会委員 25 伊藤 武則・26 稲葉 和久・27 大井 一司・28 鈴木 照正
29 田口 慶則・30 諸戸 善昭・32 田中 竹次・33 守山 孝之
35 池田 昌司・36 井谷 功・37 岸野 隆夫・38 中川 和雄
39 藤田 武・40 結城 晋三・47 中谷 秀也
以上15名
- 欠席委員 31 上川 洋文・42 片岡 眞郁
- 出席部会員外委員 34 浅井 競
- 議長 第2農地部会長 諸戸 善昭
- 事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹
- 総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査
- 議事録署名者 (28番) 鈴木 照正・(39番) 藤田 武
- 事項
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
- 報告第5号 農業生産法人の定期報告

- 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消について（農業委員会許可）
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>第4回第2農地部会を開会させていただきます。本日の欠席委員は上川委員、片岡委員のお2人でございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告を願います。</p> <p>失礼しました。それと、議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>28番 鈴木委員、39番 藤田委員、ご両人よろしくお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の1ページから2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から7まで、件数は7件、合計面積30,411㎡で、その内訳は、田が28,112㎡、畑が2,299㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は3件、合計面積は12,328㎡でございます。</p> <p>いずれの案件もあっせん等の希望はございません</p> <p>続きまして5ページをお願いいたします。</p> |

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1及び2は、進入用道路用地で、2件の合計面積は99.24㎡でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1は、店舗用地で、面積は826㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第5号 農業生産法人の定期報告についてでございます。

番号1、法人名 有限会社_____、主たる耕作物 和牛、耕作面積 田46haになります。

番号2、法人名 株式会社_____、主たる耕作物 水稲、耕作面積 田13.5haです。

番号3、法人名 有限会社_____、主たる耕作物 水稲、耕作面積 田34haです。

番号4、法人名 株式会社_____、主たる耕作物 キャベツ、耕作面積 畑0.86haになります。

番号5、法人名 有限会社_____、主たる耕作物 水稲、耕作面積 田9.1haです。

以上件数は5件で、いずれの案件も、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可の取消について農業委員会許可を議題とします。

事務局の説明を願います。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可の取り消しについて農業委員会許可でございます。

番号1、地区 下之川、申請者_____、申請地 美杉町下之川角原_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積168㎡です。

これにつきましては、平成21年8月24日に植林を目的に転用許可を受けましたが、近隣の方で申請地を農地として活用したいとの申し出があったため、許可の取り消しをお願いするものです。以上です。

議長 事務局より説明がありました、地元委員のご意見をお伺いします。

結城委員 ただいま事務局から説明があったとおりですが、これは植林をするということで許可を出しておられたのですが、近隣の方が耕作したいということで、それで取消しをだされたということです。よろしくをお願いいたします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可の取消しをすることに決定したいと思います。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明願います。

事 務 局 9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人_____、面積6,475㎡、渡人_____、面積994㎡、申請地 久居井戸山町大口新開_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積994㎡です。

これにつきましては、受人は営農を縮小しようとする渡人から申請地を譲り受け営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 久居、受人_____、渡人_____ 外2名、面積354㎡、申請地 戸木町北興_____番、台帳地目田、現況地目畑、面積156㎡です。

これにつきましては、受人は労働力不足の渡人から申請地を譲り受け新規に営農を開始しようとするものです。

なお、後ほど審議をいただきます賃貸借に係る分を含めまして、受人の耕作面積は5,694㎡となります。

番号3、地区 栗葉、受人_____、面積33,946.03㎡、渡人_____、面積5,017㎡、申請地 久居一色町馬屋敷_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積601㎡

これにつきましては、受人は高齢による労働力不足の渡人から申請地を譲り受け営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 川合、受人_____、面積4,075㎡、渡人_____、面積4,075㎡、申請地 一志町小山沢田_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積880㎡ 外4筆で合計3,668㎡です。

これにつきましては、同居する子供への生前一括贈与で、別の人から利用権の設定を受ける農地を含め、面積は、6,348㎡となります。

番号5、地区 大三、受人_____、面積7,129㎡、渡人_____、面積7,129㎡、申請地 白山町二本木赤坂_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積333㎡ 外2筆で合計1,115㎡です。

これにつきましては、同居する子供への生前での部分贈与になります。

番号6、地区 八ッ山、受人_____、面積6,891㎡、渡人_____、

面積12,782㎡、申請地 白山町稲垣下出_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積320㎡です。

番号7、地区 八ッ山、受人_____,面積12,782㎡、渡人_____,面積6,891㎡、申請地 白山町稲垣下出_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積221㎡です。

この番号6、7につきましては、自作地相互の交換になります。

番号8、地区 八ッ山、受人_____,面積5,723㎡、渡人_____,面積191㎡、申請地 白山町山田野飛野_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積191㎡です。

これにつきましては、受人は労働力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け営農を拡大しようとするものです。

番号9、地区 下之川、受人_____,面積10,110㎡、渡人_____,面積168㎡、申請地 美杉町下之川角原_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積168㎡です。

これにつきましては、議案第1号にありました転用許可の取り消しをしました申請地を受人が譲り受け営農を拡大しようとするものです。

以上件数は9件、合計面積は7,434㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番から順番にお願いします。1番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。4月15日に農業委員及び事務局で現地調査を行いました。場所は国道165線沿いで_____から西へ続くこと約500mのところ。事務局の説明どおりで何の問題もありませんのでよろしくご審議ください。

議長 はい。ありがとうございます。2番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。同じく4月15日の日に現地確認に行ってみりました。場所は久居にある_____のちょうど真裏、北側になるところです。詳細については事務局の説明の通りで、特に何も問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 はい。ありがとうございます。3番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。上記2件と同じ日に現地調査の確認に行ってみりました。場所は農免道路沿いに_____があるわけですが、そこから南に約1km行きますと、_____があります。その西側でございます。耕作の方もしっかりと農業をやっておられ、何ら問題はないかと思われまますのでよろしくご審議お願いいたします。

| | |
|------|--|
| 議 長 | はい。ありがとうございます。4番、お願いします。 |
| 田中委員 | 32番 田中です。15日に午後1時から、会長と私と事務局2名で現地の確認をいたしました。場所は嬉野から左右の、高速道路の挟んでのところでございます。内容については事務局の説明どおりでございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。 |
| 議 長 | はい。ありがとうございます。5番お願いします。 |
| 井谷委員 | 36番 井谷です。15日に浅井委員、それから池田委員、それから事務局の方と現場を見に行つてまいりました。説明のとおりの内容でございます、何ら問題はないと思ひます。よろしくお願ひします。 |
| 議 長 | はい。6番、お願いします。 |
| 池田委員 | 35番 池田です。6、7一緒に行かせていただきたいと思ひます。 15日の日に地元委員3名と総合支所2名で現地立ち合ひをいたしました。場所的には、国道165号線の垣内のところの信号から走りますと、_____のあったところから左側へ曲がって200mくらいのところに場所がございます。これにつきましては、事務局の説明どおりでございます。相互の6、7交換ということで、問題はないと思ひますのでよろしくお願ひします。 |
| 議 長 | ありがとうございます。8番、お願いします。 |
| 浅井委員 | 34番 浅井でございます。8番について説明をさせていただきます。場所はですね、_____の入り口から下へ1kmぐらい言ったところに_____があるのですが、その中間が現地でございます。譲受人の_____さんは_____さんの畑を買われるんですが、ちょうど地続きでございます、喜んで作られるということでございますので、何ら問題はないと思ひます。よろしくご審議のほどお願ひします。 |
| 議 長 | はい。ありがとうございます。9番、お願いします。 |
| 結城委員 | 40番 結城です。先ほどの、この議案第1号で説明があつたとおりですが、10日の日に総合支所の職員と現地を確認してまいりました。_____さんの家の枠内ということで、植栽するのはこんにやくを売るということでございます。よろしくお願ひします。 |
| 議 長 | ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひします。いかがでしょうか。よろしいですか。 |
| 部会委員 | <一同 意見なし> |
| 議 長 | それではお伺ひします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。 |

| | |
|-------|---|
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、借り人_____、貸し人_____、面積7,609㎡、申請地 戸木町中川原_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積277㎡、外9筆で合計5,538㎡になります。</p> <p>これにつきましては、借り人は高齢による労働力不足の貸し人から申請地を借り入れ、議案第2号2番でご審議いただきました案件を含めて新規に営農を開始しようとするものです。</p> |
| 議 長 | <p>事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。</p> |
| 大井委員 | <p>27番 大井です。この貸人、借人はいところ同士ということをお聞きしています。それで新規就農ということで、農業については約2年前からこの貸人の方のところで準備・勉強してきました。今回その機械についてはもう貸人のほうが高齢で順次やめていくので機械を順次借りてそのまま譲り受け、やっていくということですので、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお聞きします。いかがですか。</p> |
| 部会委員 | <一同 意見なし> |
| 議 長 | <p>それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。</p> |
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>引き続きまして議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。</p> <p>事務局の説明願います。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは11ページをお願いいたします。</p> |

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者_____、申請地 牧町池田_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積510㎡です。

これにつきましては、大型農機具用の倉庫を建設しようとするものです。

農地区分は第1種農地と判断されます。

番号2、地区 八ッ山、申請者_____、申請地 白山町稲垣下出_____番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積257㎡です。

これにつきましては、昭和51年ごろから、隣接する自宅の庭及び倉庫として使用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 八ッ山、申請者_____、申請地 白山町稲垣長谷_____番、台帳地目畑、現況地目山林、面積238㎡ 外5筆で合計2,057㎡です。

これにつきましては、昭和20年ごろ、山林を開墾した谷田であり通作が困難であったために植林し現在に至ったもので、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は3件、合計面積は2,824㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番。

田口委員 29番 田口です。1番の案件ですけど、これは農機具を家まで持ってくる時に、家の中を歩いて来るのに狭いもので、ちょうどこの土地は、ほ場整備しているその余剰地みたいなところですので、田の真ん中ですけど、ここで農機具だけの小屋を建てたいということですので、よろしく申し上げます。

議長 2番申し上げます。

池田委員 35番 池田です。15日に先程と一緒に、本宅の前に道が通っていきまして、事務局の説明どおり何ら問題はないと思います。

それから3番につきましては、会長、部会長、事務局が来ていただきまして、現場を見ていただいたんですけども、山間の中で畑が作ってあるということで、昔の開墾ということで、現在見ますと何も畑というようではなしに、周囲が全部山の中だということです。問題はないと思いますので、審議をよろしく願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお伺いします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、

これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局 それでは12ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人_____、渡人_____、申請地 久居小野辺町東山神_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積12㎡です。

これにつきましては、中勢バイパスの収用対象となった祠を移転するための用地とするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人_____、渡人_____、申請地 久居北口町駒ヶ谷_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積199㎡外1筆で合計474㎡になります。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、植林しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人_____、（使用借人）有限会社_____ 代表取締役_____、渡人_____、申請地 稲葉町北出垣内_____番、台帳地目田、現況地目雑種地、面積1,035㎡外1筆で合計1,263㎡。

これにつきましては、昭和56年ごろから、受人が代表取締役を務める有限会社_____の社員駐車場及び資材置き場として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 家城、受人_____、渡人_____、申請地 白山町南家城片山_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積360㎡です。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、自宅への進入路、駐車場及び材木置き場用地とするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 家城、受人_____、渡人_____、申請地 白山町真見小床_____番、台帳地目田、現況地目畑、面積152㎡外1筆で合計497㎡です。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、受人が経営する_____の庭園の用地とするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は5件、合計面積は2,606㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1番。

稲葉委員 26番 稲葉です。15日に農業委員及び事務局と現地確認を行いました。場所は、ちょうど中勢バイパス沿いにあります。事務局の説明どおりで何も問題はないということで、よろしくご審議ください。よろしくお祈りします。

議長 はい。ありがとうございます。2番、お祈りします。

田口委員 29番 田口です。この土地は植林と書いてありますけども、植林と言うよりは果樹のほうが多いと思います。隣接には_____があり、その隣には杉林がありますけど、檜か杉を植えるつもりで感じですけど、ここにも植林をしたいということですので、何ら問題ないと思います。よろしくお祈りします。

議長 ありがとうございます。3番、お祈りします。

鈴木委員 28番 鈴木です。15日の午後、会長、部会長を含め、本庁の事務局と現地確認に行きまわりました。場所は県道上稲葉線沿いで、_____があり、その北側がちょうど_____さんの事務所になっていて、その県道を挟んで南側20mくらいのところに、ちょっと現地があるわけですけども、既に周辺はきちんと整備されて駐車場とか色々資材も置いてあります。何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議お祈りします。

議長 はい。ありがとうございます。4番、お祈りします。

浅井委員 34番 浅井でございます。家城地区の4番5番と併せて説明をいたします。15日の日に事務局2名、地元委員3名で、現地の確認を行っております。場所は家城に_____という集落があるのですが、そこに_____が建っております。その隣が現地でございます。_____さんのところは元々ですね、進入路があるんですが、幅が狭くて大きな車が入れないということで、その隣の土地を買って、大きな車を入れるようにしたいということで、買われるということでございます。他の点については事務局の説明どおりでございます。

それから5番の件ですが、_____さんというのは、皆さんご承知だと思っておりますが、_____という_____があるのですが、場所はですね、家城の_____さんからずっと二俣・真見へ行く道があるのですが、そこに三雲橋という橋が架かっています。その西に名松線の鉄橋が架かっております。そこから長々と訳もないほど景色のいいところなのですが、その_____の地続きが申請地として出てきて、それを買って求めて、もみじが植わっているんですが、それをまた延長して、もみじを植えて景観の良ようにしたいという希望で買うということでございます。大変結構なことだなあとということで確認してきましたので、何ら問題はないと思っておりますのでよろしくお祈りいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明いただきましたが、皆さんのご

意見をお伺います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、13ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 高岡、借人 株式会社_____ 代表取締役_____、貸人_____ 外1名、申請地 一志町田尻西浦_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積965㎡外8筆で合計9,667㎡になります。

これにつきましては、借り人が貸し人と20年間の賃貸借契約を締結し、店舗を建設しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

田中委員 32番 田中です。同じ15日の日に会長、部会長、それから私と、それから本庁の事務局3名、支部の事務局2名で確認をいたしました。内容については事務局の説明どおりでございます。場所につきましては、_____という店があって、上は_____になっています。その下が現地でございます。ひとつよろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>お手元、別冊の資料をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、各地区別に、一番下の合計欄のほうでご説明をさせていただきます。</p> <p>久居地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ59,889.60㎡、畑の賃貸借1,387㎡で、契約件数は44件でございます。</p> <p>次に一志地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ96,371㎡、畑の賃貸借と使用貸借合わせ1,352㎡で、契約件数は100件でございます。</p> <p>白山地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借、所有権移転合わせて57,032㎡で、契約件数は21件になります。</p> <p>美杉地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ5,619㎡で、契約件数は5件でございます。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借、所有権移転を合わせて218,911.6㎡、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて2,739㎡で、合計契約件数は170件、合計面積は221,650.6㎡となっております。</p> <p>認定農業者への集積状況は、契約件数76件で172,690㎡となっております、地区別の集積は、久居地区18件、一志地区47件、白山地区11件となっております。</p> <p>なお、内訳は、次のページになりますけれども、計画の概要のとおりでございます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどをよろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、何か皆さんご意見のある方は。よろしいですか。</p> |
| 部会委員 | <p><一同 意見なし></p> |
| 議 長 | <p>それでは、お諮かりします。ただいま、審議をいただきました議案第7号について、ご異議ございませんか。</p> |
| 部会委員 | <p><一同 異議なし></p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市</p> |

長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案はすべて審議をいただきました。

これをもちまして、第4回 第2農地部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

部会委員 ありがとうございました。

午後3時00分

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

平成25年4月19日

議 長

出席委員

出席委員